

木造軸組外壁

EX-D

デラクリート仕様

30分防火構造 国土交通大臣認定 PC030BE-3659

施工仕様書

[令和6年12月版]



木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-1

はじめに

この施工仕様書は、表紙に記載してある防火構造認定の条件を満足するための推奨施工方法を示したものです。本書を基に現場毎の施工要領書および施工計画書の作成をお願いいたします。

尚、施主や設計者の指定による特記仕様等で本書に記載が無い場合は、防火構造認定書別添にて認定条件の範囲であることを確認の上、施工要領書および施工計画書に反映させてください。

適切な施工管理体制にて施工をしていただくために

特定共同住宅の住戸等と住戸等の界壁を乾式耐火壁にて施工する場合は、“特例基準「消防法施行令第29条の4」”に基づいた総務省令第40号、その細目を定めた消防予第188号および500号通知の内容を遵守する義務があります。その500号通知には乾式耐火壁の施工条件として、「適切な施工管理体制が整備されている場合」と明記されております。

「適切な施工管理体制が整備されている場合」とは、

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

上記は、施工現場で乾式戸境壁の耐火性能を確保するために施工管理体制を整備することを目的としております。この考え方は戸境壁以外の外壁防火壁を施工する際にもあてはまるところから、適切な施工管理体制の整備をお願いします。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-2

目 次

①総 則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 施工計画書の作成と周知徹底
- 1-3 施工中の疑義
- 1-4 檢 査

②安全対策

③タイガーボードの荷姿、運搬、保管

- 3-1 荷 姿
- 3-2 運 搬
- 3-3 保 管
- 3-4 残材処理、清掃

④デラクリートの荷姿、運搬、保管

- 4-1 荷 姿
- 4-2 運 搬
- 4-3 保 管
- 4-4 残材処理、清掃

⑤材 料

- 5-1 主構成材料
- 5-2 副構成材料

⑥施工要領

- 6-1 標準施工手順
- 6-2 施工要領

⑦検 査

- 7-1 自主検査
- 7-2 立会い検査

⑧認定書

防火構造

⑨水平断面図

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-3

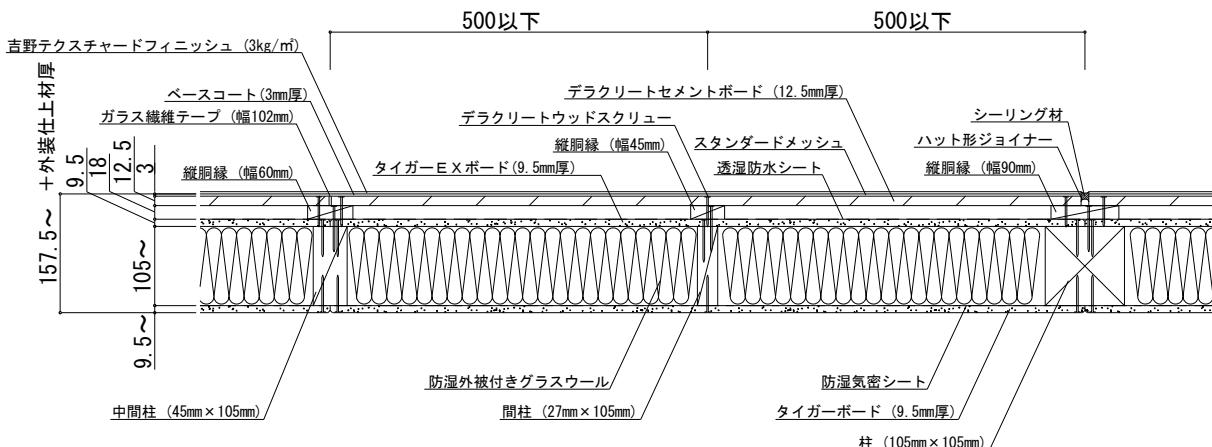
① 総則

1-1 適用範囲

この施工仕様書は、木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様について適用する。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
30分防火構造 国土交通大臣認定 PC030BE-3659

水平断面図



※本書の図面寸法値は、各部材の公称寸法を記載しております。

※スタンダードメッシュは、メーターモジュール下地の場合に使用してください。

※胴縁は縦胴縁に限定となります。

※縦胴縁の取り付けは、当防火認定上必須となります。

※防湿気密シートは、当防火認定上、必須ではありません。

※当防火認定では、内装材は認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。よって、その種類は自由に選択できると考えておりますが、<5-1-2 内装材>に記載のものも含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

1-2 施工計画書の作成と周知徹底

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様の施工に際しては、この施工仕様書、当社の「タイガーエXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書を基に現場毎に施工計画書を作成する。事前に説明会、その他の方々で、作業員全員に周知徹底を図る。

1-3 施工中の疑義

施工中、施工計画書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、認定条件を確認の上、設計者・建築元請業者などと施工方法を検討する。

1-4 検査

施工業者は、工事が完了した時点で自主検査を実施した後、建築元請業者の監督員に報告し、検査を受ける。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-4

② 安全対策

建築元請業者の安全方針に従って対策してください。

《タイガーボード類、デラクリートの注意》

- *指定の用途以外にご使用の場合は、十分に性能を発揮できない場合があります。
- *タイガーエXボードなどを施工する際の切断作業では集塵などに留意し、防塵カッターや集塵丸鋸を使用してください。また、サンディングなどの作業で発生する粉塵に対しては、防塵マスクや安全メガネを着用してください。
- *在庫の際、積層段数が多いと荷くずれの危険があります。
- *タイガーエXボード、デラクリートなどの廃材、洗浄排水の処理については、環境公害とならないようにご注意ください。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令に基づき適切に処理してください。

③ タイガーボードの荷姿、運搬、保管

3-1 荷姿

保管荷姿は、通常、タイガーエXボード（9.5mm）で80枚、タイガーボード（9.5mm）で160枚、タイガーボード（12.5mm）で120枚、タイガーハイパーハードTネクスト（12.5mm）で80枚を1山としてある。

3-2 運搬

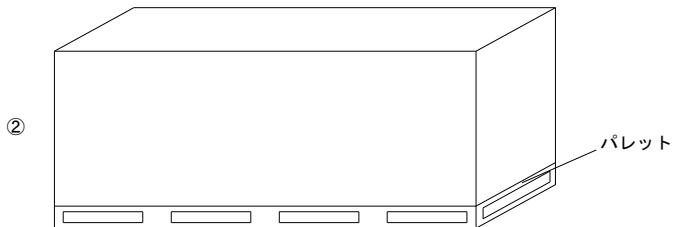
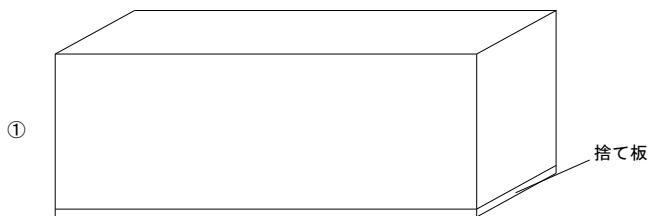
タイガーエXボードなどの搬入は、建築元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-5

3-3 保管

- (1) 荷くずれ、角欠けがないように均等に置く。
- (2) 傾斜面、墨出し部には置かない。
- (3) 凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合や屋外の場合は、あらかじめシートなどでタイガーエクスボードなどが濡れないように養生する。
- (4) タイガーエクスボードなどの保管は、波打ち、そりがでないように下図のように、高さのそろった台上にボードの縁が台からはみ出ないようにすること。また、各山の一番上のボードは裏面を上面とすること。タイガーエクスボードなどを屋外で保管する場合は、必ずパレット積みとすること。



- (5) 2段積みなどを行う場合は、台木の位置を各段でそろえること。
- (6) タイガーエクスボードなどを踏み台にしないこと。

3-4 残材処理、清掃

タイガーエクスボードなどの切断加工を行った作業場所は清掃する。タイガーエクスボード、その他の残材は、あらかじめ決められた置き場に集積する。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-6

④ デラクリートセメントボードの荷姿、運搬、保管

4-1 荷姿

デラクリートセメントボードの保管荷姿は、通常50枚を1パレットとしてある。

4-2 運搬

デラクリートセメントボードなどの搬入は、建築元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

4-3 保管

- (1) 荷くずれがないように均等に置く。
- (2) 傾斜面、墨出し部には置かない。
- (3) 凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合や屋外の場合は、あらかじめシートなどでデラクリートセメントボードなどが濡れないように養生する。
- (4) デラクリートセメントボードの保管は、高さのそろった台木またはパレット上に保管し、デラクリートセメントボードの縁が台からはみ出ないこと。台木の間隔は455mm以下とする。
- (5) パレット積みの保管は2段積みまでとし、高さは1m以下とする。パレットの位置を1段目と2段目でそろえること。
- (6) デラクリートセメントボードなどを踏み台にしないこと。
- (7) デラクリートセメントボードを炎天下の場所に保管しないこと。

4-4 残材処理、清掃

デラクリートセメントボードなどの切断加工を行った作業場所は清掃する。デラクリートセメントボード、その他の残材および梱包材は、あらかじめ決められた置き場に集積する。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-7

⑤ 材 料

5-1 主構成材料

5-1-1 屋外側被覆材

両面ボード用原紙張せつこう板

商品名：タイガーEXボード（以下、EXボードと称する）

(1) 規格 不燃NM-4127

(2) 尺法

厚さ 9.5mm

大きさ(標準) 910mm×3,030mm

(3) 性能

比重 1.0±0.1

含水率 3%以下

5-1-2 内装材（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

1) せつこうボード(GB-R)

商品名：タイガーハイクリンボード、タイガーボード（以下、TBと称する）

(1) 規格 準不燃QM-9828、JIS A 6901

不燃NM-8619、JIS A 6901

(2) 尺法

厚さ 9.5, 12.5mm

大きさ(標準) 910mm×1,820, 2,420mm

(3) 性能

比重 0.65~0.95

含水率 3%以下

2) 化粧せつこうボード(GB-D)

商品名：タイガーハイクリンボード（アートタイプ）（以下、HCAと称する）

(1) 規格 準不燃QM-9824、JIS A 6901

不燃NM-0128、JIS A 6901

(2) 尺法

厚さ 9.5, 12.5mm

大きさ(標準) 910mm×1,820, 2,420mm

(3) 性能

比重 0.7 (QM-9824)

0.72±0.072 (NM-0128)

含水率 3%以下

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-8

3) シージングせっこうボード(GB-S)

商品名：タイガー防水ボード（以下、BTBと称する）

(1) 規格 準不燃QM-0898、JIS A 6901

(2) 尺法

厚さ 9.5, 12.5mm

大きさ(標準) 910mm×1,820, 2,420mm

(3) 性能

比重 0.72±0.07

含水率 3%以下

4) シージングせっこうボード(GB-S)

商品名：タイガー不燃防水ボード（以下、FBTBと称する）

(1) 規格 不燃NM-9639、JIS A 6901

(2) 尺法

厚さ 12.5mm

大きさ(標準) 910mm×1,820mm

(3) 性能

比重 0.70±0.07

含水率 3%以下

5) ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板(GB-R)

商品名：タイガーハイパーハードTネクスト（以下、THHTネクストと称する）

(1) 規格 不燃NM-5511、JIS A 6901

(2) 尺法

厚さ 12.5mm

大きさ(標準) 910mm×3,000mm

(3) 性能

比重 0.82±0.08

含水率 3%以下

※当防火認定では内装材は認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。よって、その種類は自由に選択できると考えておりますが、上記のものも含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

※当壁構造を省令準耐火構造とする場合は、12.5mm厚TB、12.5mm厚HCA、12.5mm厚FBTB、THHTネクストを使用してください。9.5mm厚TB、9.5mm厚HCA、9.5, 12.5mm厚BTBは、省令準耐火構造に該当しません。

詳細は、住宅金融支援機構編著の「木造住宅工事仕様書」、(一社)石膏ボード工業会の「木造軸組工法及び枠組壁工法に化粧せっこうボード又はシージングせっこうボードを用いた省令準耐火構造の住宅特記仕様書」をご確認ください。

※12.5mm厚TBを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大引認定に従ってください。

※9.5mm厚TB、9.5, 12.5mm厚HCA、9.5, 12.5mm厚BTB、12.5mm厚FBTBは、耐力面材に該当しません。

※THHTネクストを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、タイガーハイパーハードTネクスト耐力壁の大引認定(FRM-0737、FRM-0738)に従ってください。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-9

5-1-3 外装材

両面ガラス繊維ネット張セメントモルタル板

商品名：デラクリートセメントボード（以下、セメントボードと称する）

(1) 規格 不燃NM-2083

(2) 尺法

厚さ 12.5mm

大きさ 910mm×1,820mm

(3) 性能

比重 1.2±0.128

5-1-4 外装塗材

特殊粉末樹脂入り既調合セメント系下地調整材

商品名：吉野ファイバーベースコート（以下、ベースコートと称する）

(1) 荷姿 20kgクラフト袋入り

(2) 性能

硬化体比重 1.2以上

混練水量 3.6~4ℓ/袋

可使時間 約60分（気温20℃）

5-1-5 外装仕上塗材

商品名：吉野テクスチャードフィニッシュ、吉野フラットフィニッシュ（以下フィニッシュと称する）

(1) 荷姿 20kg缶入り

※他社外装仕上塗材を使用する場合の推奨品は、アイカ工業製の「ジョリパット650シリーズ」、エスケー化研製「ベルアートセラシリーズ」および四国化成工業製の「弾性パレットクリームHGシリーズ」です（別途仕上材メーカーにお問い合わせください）。

アイカ工業株式会社：052-409-8000

エスケー化研株式会社：0726-21-7733

四国化成工業株式会社首都圏営業部：03-3451-4110

5-1-6 仕上塗材シーラー

商品名：JS-560（アイカ工業製）

(1) 荷姿 16kg缶入り

※フィニッシュを使用する場合、上記のシーラーを使用してください。

他社外装仕上塗材を使用する場合、各メーカーの専用シーラーを使用してください。

5-1-7 柱

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など

□-105mm以上×105mm以上

5-1-8 中間柱（継手間柱）

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など

□-45mm以上×105mm以上

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-10

5-1-9 間柱

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など

□-27mm以上×105mm以上

5-1-10 防湿外被付きグラスウール

グラスウール

規格：JIS A 6301、A 9504またはJIS A 9521

密度10kg/m³以上、厚さ100mm以上

防湿外被材

材質：ポリエチレン、ポリプロピレンなど

厚さ50μm

5-2 副構成材料

5-2-1 受材（胴つなぎ）（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

（1）屋外側受材（胴つなぎ）

JAS規格に適合する構造用製材または下地用製材など

※当防火認定では屋外側受材（胴つなぎ）は認定上必須ではありません。ただし、EXボードを耐力壁とし、横目地を設ける場合は、耐力認定上、屋外側受材（胴つなぎ）の寸法は □-60mm以上 × 45mm以上となります。

（2）屋内側受材（胴つなぎ）

構造用製材または下地用製材など

※当防火認定では屋内側受材（胴つなぎ）は認定上必須ではありませんが、THHTネクストを耐力壁とし、横目地を設ける場合は、耐力認定上、屋内側受材（胴つなぎ）の寸法は □-60mm以上 × 45mm以上となります。

※当防火認定では屋内側受材（胴つなぎ）は認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。よって、その種類は、自由に選択できると考えておりますが、上記のもの含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

5-2-2 縦胴縁

JAS規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材など

外装材の一般部

幅45mm以上×厚さ18mm以上

外装材の一般目地部、出隅・入隅部

幅60mm以上×厚さ18mm以上

外装材の伸縮目地部（コントロールジョイント）

幅90mm以上×厚さ18mm以上

※当防火認定上、縦胴縁の取り付けは必須となります。

※胴縁は縦胴縁に限定となります。

5-2-3 筋かくい（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

木材または鋼材など

※当防火認定では筋かくいは認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。よって、その種類は自由に選択できると考えておりますが、上記のものも含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

5-2-4 透湿防水シート

JIS A 6111に規定する「透湿防水シート」厚さ0.5mm以下のもの。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-11

5-2-5 防湿気密シート（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

JIS A 6930に規定する「住宅用プラスチック系防湿フィルム」など 厚さ0.2mm以下のもの。

5-2-6 釘・タッピンねじ・ステープルなど

- (1) EXボードの留め付け用釘 **NZ 50** ($\phi 2.75\text{mm} \times 50\text{mm}$)
- (2) TB、HCA、BTB、FBTBの留め付け用タッピンねじ：鋼製またはステンレス製
9.5mm厚TB、HCA、BTBの留め付け用タッピンねじ $\phi 3.0\text{mm以上} \times 25\text{mm以上}$
(TB、HCA、BTBの留め付け用には釘も使用可能)
※ 9.5mm厚TB、HCAおよびBTBは、耐力面材に該当しません。
12.5mm厚TB、HCA、BTB、FBTBの留め付け用タッピンねじ $\phi 3.5\text{mm以上} \times 28\text{mm以上}$
(TB、HCA、BTB、FBTBの留め付け用には釘も使用可能)
※ 12.5mm厚TBを耐力壁として使用する場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大蔵認定に従ってください。
※ 12.5mm厚HCA、BTBおよびFBTBは、耐力面材に該当しません。
- (3) THHTネクストの留め付け用タッピンねじ **DT SN4.2×32** ($\phi 4.2\text{mm} \times 32\text{mm}$)
※THHTネクストを耐力壁として使用する場合には、タイガーハイパーハードTネクスト耐力壁の大蔵認定(FRM-0737、FRM-0738)に従ってください。
- (4) 縦胴縁の留め付け用タッピンねじ・釘 タッピンねじ $\phi 3.8\text{mm以上} \times 50\text{mm以上}$
釘 **CN 50** 以上
- (5) セメントボードの留め付け用タッピンねじ
(商品名：デラクリートウッドスクリュー)
- (6) 受材(胴つなぎ)留め付け用釘 **2-N 90** (小口打ちの場合)
2-N 75 (斜め打ちの場合)
- (7) ステープル：鋼製またはステンレス製
EXボードへの透湿防水シートの留め付け用ステープル **幅10mm以上×長さ6mm**
(EXボードへの透湿防水シートの留め付け用にはブチルゴムテープ、アクリルテープまたはスプレーのりも使用可能)
断熱材取り付け用ステープル **幅10mm以上×長さ6mm以上**

5-2-7 断熱材継目処理材

材質 アクリル系テープ、ブチルゴム系テープ
寸法 厚さ0.2～0.5mm×幅50～150mm

5-2-8 スプレーのり

EXボードへの透湿防水シートの留め付け用スプレーのり
スチレンブタジエンゴム系接着材など
(透湿防水シートの留め付け用にはステープルも使用可能)

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-12

5-2-9 セメントボード出隅部および下部の処理材

(1) 出隅部処理材

商品名：コーナービート

長さ：2,000mm

(2) 下端部処理材

商品名：Jトリム、Lトリム

長さ：2,000mm

5-2-10 セメントボード一般目地部の処理材

(1) ガラス繊維テープ

商品名：デラクリートガラス繊維テープ

幅：102mm

(2) 目地処理材

商品名：吉野ファイバーベースコート

5-2-11 外装塗材補強用シート（メーターモジュール下地の場合に使用する。）

ガラス繊維メッシュシート

商品名：デラクリートスタンダードメッシュ（以下スタンダードメッシュと称する）

(1) 荷姿 1巻（幅1,000mm、巻長さ46m、重量約8kg/巻）

5-2-12 セメントボード伸縮目地部（コントロールジョイント）の処理材

(1) ハット型ジョイナー

JIS G 3312またはJIS G 3302などに規定する「めつき鋼板」厚さ0.2mm以上のもの。
(コントロールジョイント部にはバックアップ材も使用可能)

(2) バックアップ材

ポリエチレン系など厚さ3mm以上のもの。

(3) シーリング材

JIS A 5758に規定する「低モジュラス建築用シーリング材」

5-2-13 内装材継目部の処理材（必要に応じて継目処理などをする場合には下記のものを使用する）

(1) ジョイントコンパウンド（パテ）

「タイガーGLライト」、「タイガーFライト」、「タイガージョイントセメント」（吉野石膏製）など

(2) ジョイントテープ

「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」など

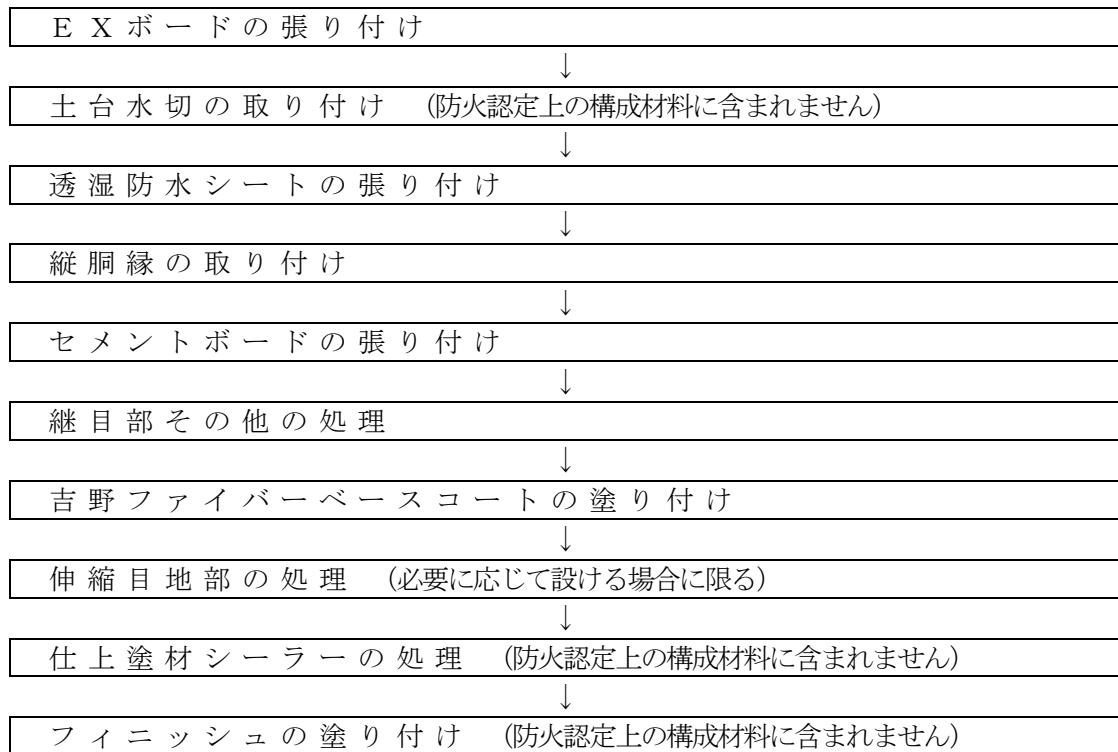
木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-13

⑥ 施工要領

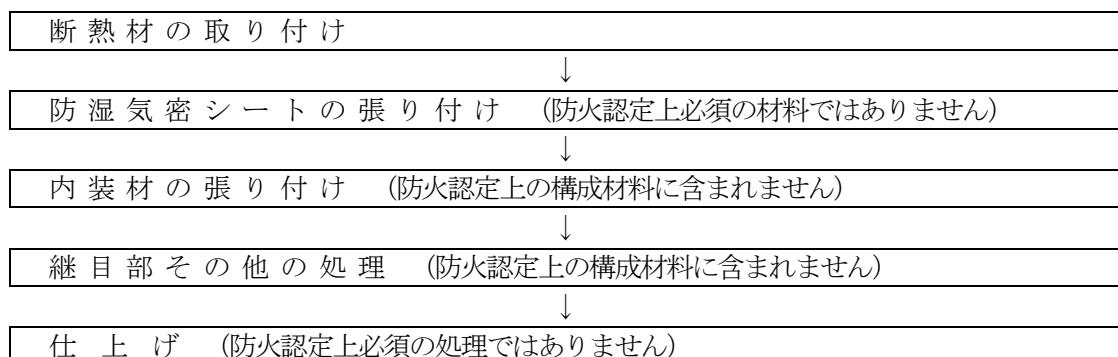
6-1 標準施工手順

6-1-1 屋外側



※ 下地組は、吉野石膏（株）の「タイガーEXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書に従ってください。

6-1-2 屋内側



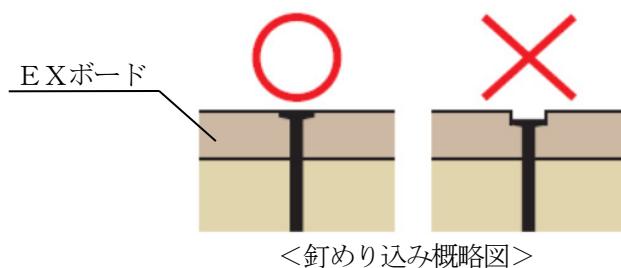
木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-14

6-2 施工要領

6-2-1 EXボードの張り付け

- (1) 耐力壁にする場合、「タイガーEXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書に基づいて張り付ける。
- (2) 壁倍率を必要としない場合、釘 (NZ50) の間隔は、76~200mmとする。
- (3) 横目地を設ける場合は、土台と梁などの間の寸法3mあたり1本とする。
※釘頭がEXボード表面と面一になるように、自動釘打ち機のエア一圧を調整し、試打後に釘打ちしてください。また、樹種毎にエア一圧を調整してください。



※自動釘打ち機で打ち込み不足が生じた場合、ハンマーなどで釘頭がEXボード表面と面一になるように留め付けてください。

※EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。

※EXボードの釘での留め付けは、木下地(柱、間柱、中間柱など)を外さず、釘打ちしてください。木下地(柱、間柱、中間柱など)を外した場合、釘が貫通し反対側に飛び出す恐れがあります。必ず反対側に人がいないことを確認の上、施工してください。

6-2-2 屋外側土台水切の取り付け

土台水切を墨出ししたEXボードに取り付ける。

6-2-3 屋外側透湿防水シートの張り付け

- (1) 透湿防水シートは、横張りとし、下から上へ張る。
- (2) 透湿防水シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、EXボードにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、縦方向では300mm以下、横方向では455mm以下、その他の部位は、たるみ、シワとならないように3,000mm以下で留め付ける。
- (3) 透湿防水シートの継目部の重ね代は、縦方向では90~500mm、横方向では150~500mmとする。横方向の重ね代は、EXボードの目地と重ならないように横方向にステープル2本で留め付ける。
※ステープルは長さ6mmを用い、留め付けはハンマータッカーを用いてください。

6-2-4 屋外側縦胴縁の取り付け

- (1) 脇縁は、縦脇縁とし、セメントボードの一般部は幅45mm以上、一般目地部、出隅・入隅部は幅60mm以上、伸縮目地部(コントロールジョイント)は幅90mm以上を用いる。
- (2) 脇縁間隔は、455mm以下とし、柱、間柱及び中間柱の位置にタッピンねじで300mm以下の間隔で留め付ける。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-15

6-2-5 屋外側セメントボードの張り付け

- (1) セメントボードは、印字面を外側に横張り千鳥状とし、下から上へ張る。千鳥状のずらし幅は胴縁間隔以上とする。縦目地は、必ず胴縁上として、約3mmの目透かし張りとする。横目地は、一般面の場合は突き付け張りとし、切断面の場合は2~4mmの目透かし張りとする。出入隅部は、突き付け張りとする。
- (2) セメントボードに伸縮目地（コントロールジョイント）を設ける場合は、ハット形ジョイナーまたはバックアップ材を用いて10mm以下の目透かしとなるように調整する。
- (3) セメントボードは、不陸が生じないように調整しながら、胴縁にウッドスクリューで230mm以下の間隔で留め付ける。ウッドスクリューの留め付けは、一般目地部はセメントボード端から15~20mmとし、伸縮目地部（コントロールジョイント）はセメントボード端から20~30mmとする。スクリュー頭は、セメントボードと面一となるようにする。

※伸縮目地は、縦横とも6m以下に設けてください。

※セメントボードの施工の詳細、施工条件、その他注意事項は設計施工マニュアルをご確認ください。

6-2-6 屋外側セメントボード一般目地部の処理

- (1) セメントボードの一般目地部は、混練したベースコートをセメントボードの目透かし部にコテ圧をかけながら十分に充てんする。
- (2) 一般目地部にガラス繊維テープを重ね張りとならないように張り付け、シワや浮きが発生しないようにコテ圧をかけながらしごき、できるだけ薄くセメントボード面と面一になるように張る。ベースコートの塗り幅は、300mm以上とする。

※ベースコートの保管、混練、注意事項は設計施工マニュアルをご確認ください。

6-2-7 屋外側セメントボード出入隅部、下端部の処理

- (1) コーナービートおよびトリムを取り付ける位置に混練したベースコートを均一に塗り付ける。出入隅部下端はトリムを先に取り付ける。
- (2) コーナービートおよびトリムのパンチ穴からベースコートが押し出されるようにして圧着する。
- (3) 出隅部はコーナービートの両側にベースコートを塗り付けてからガラス繊維テープを張り付け、シワや浮きが発生しないようにコテ圧をかけながらしごき、できるだけ薄くセメントボード面と面一になるように張る。
- (4) 入隅部は混練したベースコートを塗り付けてからガラス繊維テープを張り付け、シワや浮きが発生しないようにコテ圧をかけながらしごき、できるだけ薄くセメントボード面と面一になるように張る。

※ベースコートの保管、混練、施工の詳細、施工条件、施工後の養生、その他注意事項は設計施工マニュアルをご確認ください。

6-2-8 屋外側ベースコートの塗り付け（下地調整）

- (1) 一般目地部、出隅部および下端部のベースコートが十分に硬化した後で、混練したベースコートをセメントボードの表面にコテ圧をかけて、塗り付ける。
- (2) メーターモジュール下地の場合には、スタンダードメッシュを伏せ込む。
- (3) 追っかけで全体の塗厚を3~5mm程度になるように平らに塗り付ける。スタンダードメッシュを伏せ込んだ場合は、スタンダードメッシュが見えないように塗り付ける。
- (4) ベースコートの塗り付けは、仕上に応じた平面精度で平滑に押さえて仕上とする。

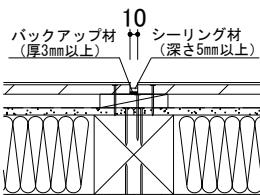
※ベースコート施工後の養生は、所定の期間（設計施工マニュアル参照）とり、養生時に凍結しないようにしてください。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-16

6-2-9 屋外側セメントボード伸縮目地部の処理（必要に応じて設ける場合に限る）

伸縮目地部とベースコートの取合部は、マスキングテープで養生後、シーリング材を深さ5mm以上ですき間のないように充てんする。



<バックアップ材を用いた伸縮目地部の納まり例>

6-2-10 屋外側仕上塗材シーラーの塗布

シーラーは原液をローラーで前面にムラの無いように150～200g/m²となるように塗布し、乾燥させる。

※シーラーの施工条件、施工後の養生、その他注意事項は設計施工マニュアルをご確認ください。

※シーラーの取り扱い方法、その他注意事項は、アイカ工業のMSDSをご確認ください。

6-2-11 屋外側フィニッシュ塗り付け

- (1) シーラーを塗布してから3時間以上、48時間以下にフィニッシュを塗り付ける。
 - (2) フィニッシュは塗る前にハンドミキサーなどで均一になるよう攪拌する。
 - (3) テクスチャードフィニッシュの場合、3kg/m²以上均一になるように塗り付ける。柄出しは塗り付け後に追っかけで行う。
 - (4) フラットフィニッシュの場合、3kg/m²以上均一になるように塗り付ける。表面の乾燥具合を見ながらコテ波を消すように軽く押さえる。
- ※フィニッシュの取り扱い方法、施工の詳細、施工条件、施工後の養生、その他注意事項は設計施工マニュアルをご確認ください。

6-2-12 中空部断熱材の取り付け

- (1) 屋外側のEXボードを施工後、中空部に断熱材を挿入する。外被材付きのグラスウールの耳部を柱、間柱および中間柱などの室内側の見付面にステープルで約200mmの間隔で留め付ける。
- (2) 断熱材は、柱、間柱および中間柱との間にすき間が生じないように充てんする。
- (3) 断熱材に縫目部がある場合は縫目処理材（アクリル系テープなど）で処理する。

6-2-13 防湿気密シートの張り付け（必要に応じて張り付ける場合に限る）

- (1) 防湿気密シートは、横張りとする。
- (2) 防湿気密シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、柱などにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、シートの縫目部および上下端部では200～300mm、その他の部位は、たるみ、シワとならないように3,000mm以下で留め付ける。
- (3) 防湿気密シートの縫目部の重ね代は、30mm以上とする。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-17

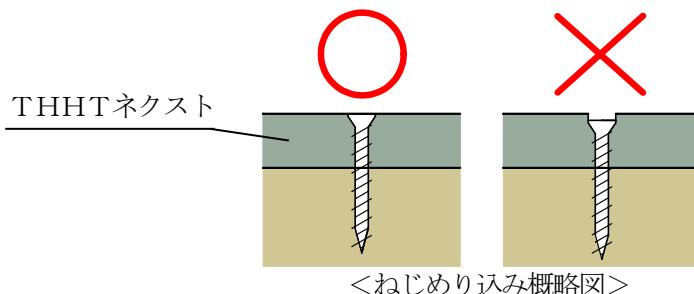
6-2-14 屋内側TB、HCA、BTB、FBTB、THHTネクストの張り付け（必要に応じて張り付ける場合に限る）

- (1) TB、HCA、BTB、FBTB、THHTネクストは、縦張りまたは横張りとする。
- (2) TB、HCA、BTB、FBTB、THHTネクストは、柱、間柱、中間柱、受材などにタッピンねじで留め付ける。TB、HCA、BTB、FBTB、THHTネクストのタッピンねじの間隔は、約150mmとする。ただし、TB、HCA、BTB、FBTB、THHTネクストの周辺部は必ず間柱以外の柱、間柱、受材または胴つなぎなどに留め付ける。
- (3) ねじ頭は、TB、HCA、BTB、FBTB、THHTネクストの表面より軽く凹ませる。
- (4) TB、HCA、BTB、FBTB、THHTネクストの目地部は、すき間のないように互いに突き付け張りとする。
- (5) THHTネクストを耐力壁とする場合、当社の「タイガーハイパーハードTネクスト耐力壁【木造軸組大壁工法 2仕様】」施工仕様書に基づいて張り付ける。

※12.5mm厚TBを耐力壁とする場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大臣認定に従ってください。

※THHTネクストを耐力壁とする場合には、タイガーハイパーハードTネクスト耐力壁の大臣認定(FRM-0737、FRM-0738)に従ってください。

※THHTネクストを耐力壁とする場合、ねじ頭がTHHTネクスト表面と面一になるように、自動ねじ打ち機のエアー圧を調整し、試打後にねじ打ちしてください。また、樹種毎にエアー圧を調整してください。



※自動ねじ打ち機で打ち込み不足が生じた場合、ドライバーなどでねじ頭がTHHTネクスト表面と面一になるように留め付けてください。

※THHTネクストの自動ねじ打ち機での留め付けは、木下地（柱、間柱、中間柱など）を外さず、ねじ打ちしてください。木下地（柱、間柱、中間柱など）を外した場合、ねじが貫通し反対側に飛び出す恐れがあります。必ず反対側に人がいないことを確認の上、施工してください。

※12.5mm厚TB、THHTネクストを用いて省令準耐火構造とする場合は、住宅金融支援機構編著の「木造住宅工事仕様書」に従ってください。

※12.5mm厚HCAおよび12.5mm厚FBTBを用いて省令準耐火構造とする場合は、(一社)石膏ボード工業会の「木造軸組工法及び枠組壁工法に化粧せっこうボード又はシージングせっこうボードを用いた省令準耐火構造の住宅特記仕様書」に従ってください。

6-2-15 TBなどの継目部などの処理（必要に応じて処理する場合に限る）

TBなどの継目部などは、ジョイントテープ「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」とジョイントコンパウンド（パテ）「タイガーG Lライト」、「タイガーFライト」、「タイガージョイントセメント」などを用いて仕上げる。

6-2-16 屋内側仕上げ（必要に応じて処理する場合に限る）

ペイント、壁装材貼り、吹付けなどで仕上げる。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-18

6-2-17 その他設計、施工上の留意点

- (1) この「施工仕様書」は、認定書の中から推奨する材料を明記しております。この「施工仕様書」に明記していない認定範囲の材料を用いる場合、認定番号PC030BE-3659の認定書に記載してある材料に限定されます。
- (2) 壁高および壁幅については、構造計算などにより構造安全性が確かめられた寸法としてください。
- (3) EXボードを耐力壁とする場合は、柱の寸法は105mm角以上、中間柱および間柱の見込み寸法は105mm以上となります。留め付けピッチ、その他条件は、認定番号FRM-0534-1、FRM-0594、FRM-0599の耐力壁認定書に従ってください。
- (4) 12.5mm厚TBを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大臣認定に従ってください。
- (5) 9.5mm厚TB、9.5、12.5mm厚HCA、9.5、12.5mm厚B TB、12.5mm厚F TBは、耐力面材に該当しません。
- (6) THHTネクストを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、留め付けピッチ、その他条件は、認定番号FRM-0737、FRM-0738の耐力壁認定書に従ってください。
- (7) 当壁構造を省令準耐火構造とする場合は、12.5mm厚TB、12.5mm厚HCA、12.5mm厚F TB、THHTネクストを使用してください。9.5mm厚TB、9.5mm厚HCA、9.5、12.5mm厚B TBは、省令準耐火構造に該当しません。詳細は、住宅金融支援機構編著の「木造住宅工事仕様書」(一社)石膏ボード工業会の「木造軸組工法及び枠組壁工法に化粧せっこうボード又はシージングせっこうボードを用いた省令準耐火構造の住宅特記仕様書」をご確認ください。
- (8) EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。
- (9) EXボードの施工後は、速やかに透湿防水シートを施工してください。
- (10) ベースコートは、雨濡れなどで極度に濡れたセメントボードに施工すると、接着不良などを起こすおそれがありますので、セメントボードが乾燥したのを確認してから施工してください。
- (11) 雨天時の屋外側の施工は、避けてください。
- (12) 雨天後の屋外側の施工は、事前に施工完了箇所(EXボード、透湿防水シート、縦胴縁、セメントボードなど)が十分に乾燥していることを確認してから行ってください。
- (13) 当壁構造に開口部を設置する際は、建築地域の条件に従ってください。
- (14) 脇縁は縦胴縁に限定となります。
- (15) 縦胴縁の取り付けは、当防火認定上必須となります。
- (16) 防蟻および防腐処理された縦胴縁を用いる場合は、施工中に雨水にさらされないよう、速やかにセメントボードを施工するか養生をしてください。
- (17) 内装材、屋内側受材(胴つなぎ)および筋かいいは当防火認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。よって、その種類は自由に選択できると考えておりますが、<5-1-2 内装材>、<5-2-1 受材(胴つなぎ)(2)屋内側受材(胴つなぎ)>および<5-2-3 筋かいい>に記載のものも含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。
- (18) 当壁構造での曲面壁の設計・施工はできません。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
施工仕様書

B-007-19

⑦ 検査

7-1 自主検査

工程	項目	要点	方法	基準	管理方式
EXボードの張り付け	目地	すき間	目視	すき間がないこと	
	釘	種類	箱の表示など	NZ50	
		間隔	スケールなど	(耐力壁とする場合) 耐力壁の認定仕様に従っていること (耐力壁としない場合) 76~200mm	
透湿防水シートの張り付け	透湿防水シート	厚さ	スケールなど	0.5mm以下	
	継目	重ね代	スケールなど	縦方向 90~500mm 横方向 150~500mm	
	ステープル	サイズ	スケールなど	幅10mm以上、長さ6mm	
		間隔	スケールなど	縦方向300mm以下 横方向455mm以下	
	状態	シワ・たるみ	目視	シワ・たるみがないこと	
縦胴縁の取り付け	縦胴縁	厚さ	スケールなど	18mm以上	チェック検査
		幅	スケールなど	セメントボード一般部 45mm以上 セメントボード一般目地部 60mm以上 セメントボード出隅部 60mm以上 セメントボード入隅部 60mm以上 セメントボード伸縮目地部 90mm以上	
	タッピングねじ	胴部径	箱の表示など	3.8mm以上	
		長さ	スケールなど	50mm以上	
		間隔	スケールなど	300mm以下	
	釘	種類	箱の表示など	CN50以上	
		間隔	スケールなど	300mm以下	
セメントボードの張り付け	セメントボード	厚さ	スケールなど	12.5±0.75mm	
	左右目地部	目透かし	スケールなど	3mm以下	
	上下目地部	目透かし	スケールなど	一般面の場合突き付け 切断面の場合 2~4mm	
	伸縮目地部	目透かし	スケールなど	10mm以下	
	ウッドスクリュー	種類	箱の表示など	当社指定品	
		間隔	スケールなど	縦方向230mm以下 横方向455mm以下	
		位置	目視	縦胴縁に取り付けてあること	
セメントボード一般目地部の処理	セメントボード	状態	目視	乾燥していること	
	ベースコート	状態	目視	目地部に充てんしてあること	
		塗り幅	スケールなど	300mm以上	
	ガラス繊維テープ	種類	箱の表示など	当社指定品	
		接合部	目視	使用していること	
		目地交差部	目視	テープが重ならないこと	

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
施工仕様書

B-007-20

工程	項目	要点	方法	基準	管理方式
セメントボード 伸縮目地部の処理	ハット形ジョイナー	種類	箱の表示など	亜鉛めっき鋼板など	チェック検査
		厚さ	スケールなど	0.2mm以上	
		接合部	目視	使用していること	
	バックアップ材	種類	箱の表示など	ポリエチレンなど	
		厚さ	スケールなど	3mm以上	
		接合部	目視	使用していること	
	シーリング材	種類	箱の表示など	JIS A 5758に規定する 低モジュラス建築用シーリング材 であること	
		充てん高さ	スケールなど	5mm以上	
	セメントボード	状態	目視	乾燥していること	
ベースコートの 塗り付け	ベースコート	塗り厚	スケールなど	3~5mm	
	スタンダードメッシュ	使用	目視	メーターモジュール下地の場合に 使用していること	
	仕上塗材シーラーの 塗布	状態	容器の表示	J S - 5 6 0 (アイカ工業製) など	
		塗布量	秤または容器	150~200g/m ²	
外装仕上塗材の 塗り付け	シーラー	状態	目視	塗布してあり、乾燥していること	
	外装仕上塗材	種類	容器の表示	5-1-5に記載してある商品に 該当していること	
		塗布量	秤または容器	3kg/m ² 以上	
中空部断熱材 の取付け	断熱材	種類	梱包材の 表示など	グラスウール 密度10kg/m ³ 以上、 厚さ100mm以上 外被材厚さ50μm	
		挿入	すき間	すき間がないこと	
	ステープル	サイズ	スケールなど	幅10mm以上、長さ6mm以上	
		間隔	スケールなど	約200mm	
		位置	目視	柱、間柱または中間柱などに 留め付けてあること	
	継目部	処理	目視	継目処理材(アクリル系テープ など)で処理してあること	

注):上記表は認定条件を満たす検査項目の中から抜粋したものとなります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

7-2 立会い検査

立会い検査は、建築元請業者の監督員の指示に基づいて行う。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
施工仕様書

B-007-21



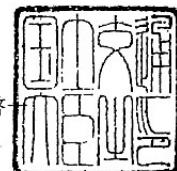
認定書

国住指第4130号
平成29年3月24日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣

石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第八号並びに同法施行令第108条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各30分間）の規定に適合するものであることを認め
る。

記

- 認定番号
PC030BE-3659

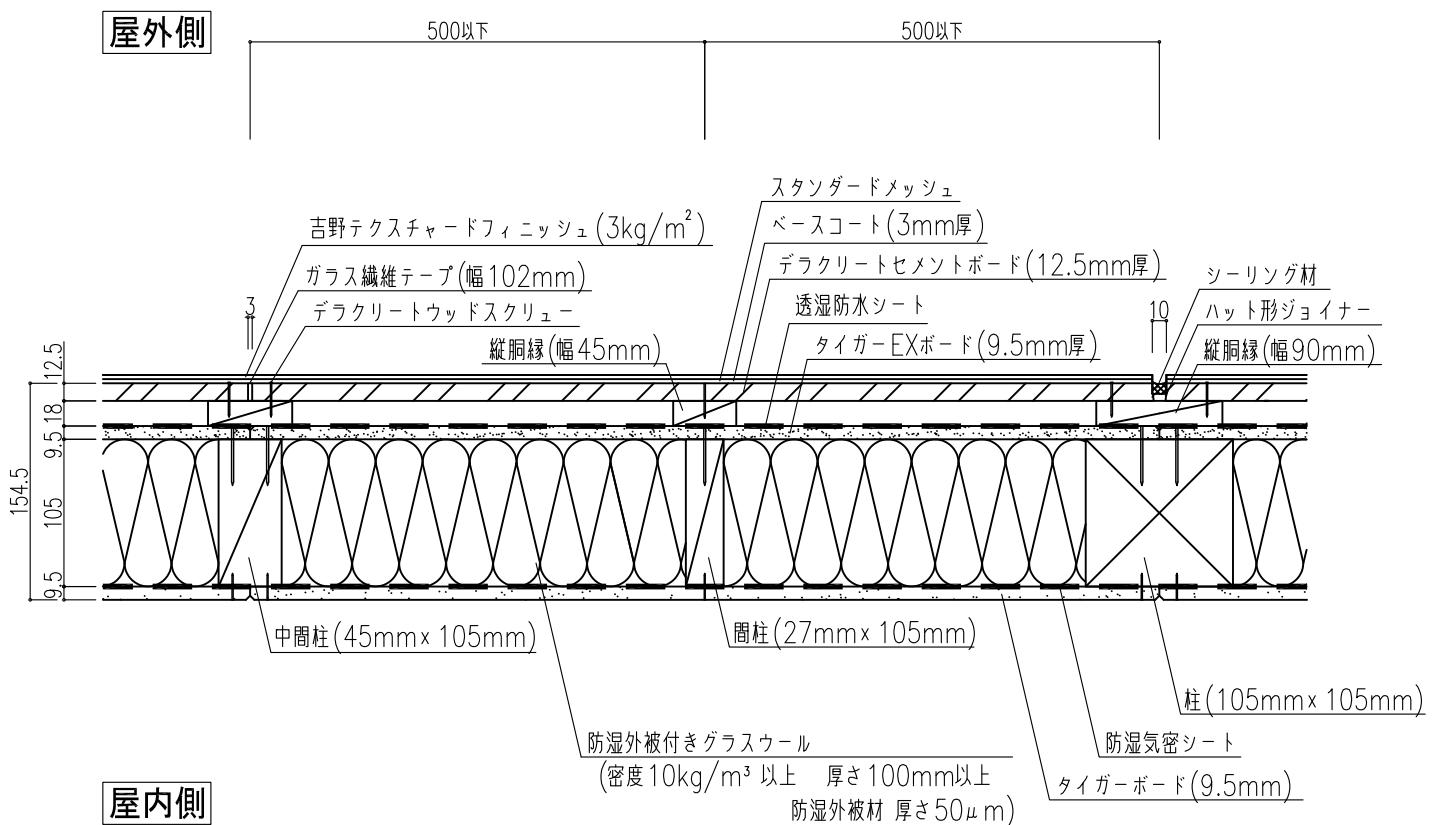
- 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／セメントモルタル塗・ガラス繊維ネット入セメントモルタル板・両面ボード用原紙張せっこう板表張／木製軸組外壁

- 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書＜防火構造＞

[令和6年12月版]

水平断面図

※胴縁は縦胴縁に限定となります。

※縦胴縁の取り付けは、当防火認定上必須となります。

※縦胴縁、デラクリートセメントボードの施工は、当社の「デラクリートセメントボードシステム 設計・施工マニュアル」に従ってください。

※グラスウールは防湿外被(厚さ $50\mu\text{m}$)付き限定となります。

※防湿気密シートは当防火認定上、必須ではありません。

※当防火認定では、内装材は認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。

よって、その種類は自由に選択できると考えておりますが、<5-1-2 内装材>に記載のものも含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

図面名

水平断面図

[令和6年12月版]